

鯖江市農業委員会第7回総会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和5年7月25日（火）
午後1時28分開会
午後2時28分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 新館4階 多目的ホール
- 3 議 事
- (1) 議案第34号 農地法第3条の許可申請適格者審査について
 - (2) 議案第35号 農地法第3条の許可申請審議について
 - (3) 議案第37号 農地法第5条の許可申請審議について
 - (4) 議案第38号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議について
 - (5) 議案第39号 農用地利用集積計画の意見審議について
- 4 報 告 事 項
- (1) 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (3) 報告第23号 非農地証明の発行について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 10番 佐々木一弥委員
11番 北川利榮委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長、
石丸事務局長補佐、西森書記、藤田書記

午後1時28分 開会

事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 | (欠席委員の報告)

事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いいたします。
引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長
※以下議長 | **議長就任挨拶**

議長 ただいまから7月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同 異議なし

議長 では、10番 佐々木一弥委員、11番 北川利榮委員にお願いします。

議長 次に、各部会から7月部会の報告を願います。まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長から願います。

17番 笠嶋委員 7月の農政部会の報告をいたします。7月19日、水曜日、部会長ほか7名が出席して、農政部会を開催しました。

協議事項としまして、議案第39号 農用地利用集積計画の意見審議について協議しました。後ほどの議案審議の際にご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長 次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長から願います。

5番 山本委員 7月の農地調整部会の報告をいたします。7月20日 木曜日、わたしほか8名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時00分から、私、山本と福島委員の2名により、3条および5条関係の転用案件など約1時間30分にわたり現地調査を実施しました。

また、その後の部会では、3条、5条等の議案について審議を行いました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、議案第34号 農地法第3条の許可申請適格者審査について、および関連議案であります、議案第35号 農地法第3条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（新横江2丁目）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が贈与を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、南側は農地、西側および東側は市道、北側は宅地と接しています。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

5番
山本委員

議案第34号農地法第3条の許可申請適格者審査について、および議案第35号農地法第3条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

委員

（質疑応答無し）

議長

ご意見ございませんか。無いようですので議案第34

議長 号 農地法第3条の許可申請適格者審査について、および関連議案であります、議案第35号 農地法第3条の許可申請審議については農地調整部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第34号 農地法第3条の許可申請適格者審査について、および関連議案であります、議案第35号 農地法第3条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

議長 次に、議案第37号 農地法第5条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 5条申請番号1（田村町）
（概要と目的）
本申請は、駐車場（22台分）を目的として、畑を取得するものです。
（申請地および近隣状況）
申請地は、北側、西側は用悪水路、南側は宅地、東側は田と接しています。
東側に隣接する田との境界は、L型擁壁をします。雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。
関係する地元農家組合の了承を得ています。
（立地基準）
申請地は、第1種農地であります。既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）のため、第1種農地の不許可の例外の案件となります。
（一般基準）
東側に隣接する田との境界は、L型擁壁をするため、

事務局

土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号2（熊田町）

（概要と目的）

本申請は、駐車場（2台分）を目的として、田を取得するものです。

また、申請地は非農地となっており、そのことにつきまして始末書が提出されています。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、北側および南側は宅地、西側は非農地の田と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は半径500m以内に公共施設が2つある（小学校・保育所・病院）かつ上下水道が埋設されている道路に隣接しているため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号3（二丁掛町）

（概要と目的）

本申請は、駐車場（5台分）を目的として、田を取得するものです。（普通車、中型作業車4区画、軽自動車1区画）

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側および南側は市道、西側は宅地、北側は水路と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は農振白地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域にある農

事務局

地であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接する農地はありません。

事務局

5条申請番号4(下新庄町)

(概要と目的)

本申請は、飲食小売店舗および駐車場(14台分)を目的として、田および畑を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側、南側および西側は宅地、東側は市道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は農振白地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域にある農地であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接する農地はありません。

事務局

5条申請番号5(上氏家町)

(概要と目的)

本申請は、運輸会社の倉庫の建設の目的として、田を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、西側、東側および南側は用悪水路、北側は宅地と接しています。

雨水は調整池を設け、自然流下により、農業用排水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は、第1種農地ではありますが、特別立地条件の流通業務施設であるため第1種農地の例外許可ができる案件となります。

(一般基準)

北側に隣接する宅地との境界は、L型擁壁をするため、

事務局	<p>土砂流出はありません。</p> <p>造成計画は、約110cm盛土し、調整池を設置し洪水調整を行います。</p> <p>なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。</p> <p>また、本案件は開発事業に該当するため、許可日は開発事業と同時許可となります。</p>
議長	<p>農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。</p>
5番 山本委員	<p>議案第37号農地法第5条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。</p>
委員	<p>(質疑応答なし)</p>
議長	<p>ご意見ございませんか。無いようですので議案第37号農地法第5条の許可申請審議については、農地調整部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします。</p>
議長	<p>賛成の方は挙手願います。</p>
委員一同	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第37号農地法第5条の許可申請審議については、原案のとおり可決されました。よって、許可とします。</p> <p>なお、番号1番と5番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。</p>
議長	<p>次に、議案第38号農地法第5条の許可後の計画</p>

議長	変更申請審議について上程します。事務局から提案の説明をお願いします。
事務局	(議案第38号について説明)
議長	農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。
5番 山本委員	議案第38号農地法第5条の許可後の計画変更申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。 以上、報告します。
議長	ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
17番 笠嶋委員	転用の目的について、変更前は「住宅」、変更後には「木造2階建て住宅」と表記されている。この表記の差について、木造や2階建ての場合は詳細に記載するといったルールがあるのか。
事務局	当初は「住宅」、今回は「木造2階建て住宅」で申請されている。当初申請は昭和57年度だが、現在に至るまでに、詳細な構造の報告が必要になった経緯がある。
議長	他にご意見ございませんか。無いようですので議案第38号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議については、農地調整部会長の説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手
議長	全員賛成と認め、議案第38号 農地法第5条の許可

議長	後の計画変更申請審議については、原案のとおり可決決定されました。よって承認します。
議長	次に、議案第39号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	(議案第39号について説明)
議長	農政部会の意見を、農政部会長より願います。
17番 笠嶋委員	案第39号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。
議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
10番 佐々木委員	当該案件はまとまって存在する農地の集積なのか、それともバラバラに点在する農地の集積なのか。
事務局	ある程度のまとまりで存在する農地である。また、利用内容が「畑作」である農地については、隣接農地が田の場合でも額縁排水での対策を行うため、耕作への影響は少ないと判断している。
12番 齊藤委員	登記が「田」にもかかわらず、利用内容を「畑作」として利用権を設定する農地があるが、間違いないか。
事務局	借り手は園芸作物を中心に作付けしている農家のため、記載の内容で間違いない。
議長	他にご意見ございませんか。無いようですので議案第39号 農用地利用集積計画の意見審議について農政部会長の説明のとおり、「異議なし」と回答してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙 手

議長 全員賛成と認め、議案第39号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決されました。よって、その旨を鯖江市長へと回答します。

議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 (報告第21号～23号について説明)

議長 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後2時28分閉会

鯖江市農業委員会 7月総会 出欠表

議席	氏名	出席	欠席	署名
1番	水嶋和夫	出席		
2番	小棹昇	出席		
3番	山田正	出席		
4番	瀬戸川善一		欠席	
5番	山本雅雄	出席		
6番	窪田匡志	出席		
7番	牧野良信	出席		
8番	手賀政之		欠席	
9番	澤田半壽郎	出席		
10番	佐々木一弥			署名
11番	北川利榮			署名
12番	齊藤英人	出席		
13番	河野治和	出席		
14番	福島定己	出席		
15番	齋藤英子	出席		
16番	石本義幸	出席		
17番	笠嶋伊三男	出席		
18番	高島隆則	出席		